

地域生活支援拠点 令和3年度の活動実績について

本市における地域生活支援拠点事業は、平成30年10月から開始した「仙台市地域生活支援拠点モデル事業」を経て、令和3年4月から本格実施した。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点」という。）の整備および実施にあたり、国からは「機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする」と示されていることから、仙台市地域生活支援拠点事業業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）において「仙台市が開催する地域生活支援拠点の機能充実に向けた検証、検討の会議において、運用状況を報告することとする」とし、本会議をその機会と位置付けている。

資料1では令和3年度の活動実績を確認するとともに、実施状況を振り返り、それぞれの取組みを通じて把握した課題の解決等に向けた意見交換を行うこととする。

1 緊急受入れにかかる相談件数および受入れ実績から見える傾向

(1) 令和3年度(令和3年4月～令和4年3月)実績（※詳細は参考資料1参照）

- ・ 令和3年度の緊急受入れに係る相談は 99件（前年比 +26件）あり、うち 41件（前年比 +18件）について受入れを行った。
- ・ 緊急受入れ先は、すべて地域生活支援拠点等（以下、「拠点」という。）であるひなたぼっこであり、当日に他の受入れ機関へ調整できたケースはなかった。
- ・ 緊急用居室は、4室とも利用している日が29日、5室利用している日が1日、全く利用がない日が70日あった（延利用日数551日）。

表1. 緊急受入れに関する相談のあった機関と件数（令和3年4月～令和4年3月）

	受入れあり (n=41)	相談のみ (n=58)	合計 (n=99)
区障害高齢課	11	9	20
区家庭健康課	0	1	1
区保護課	2	3	5
専門相談機関	5	3	8
委託相談支援事業所	13	10	23
指定特定相談支援事業所	2	8	10
サービス提供事業所	1	4	5
警察署	1	0	1
医療機関（クリニック含む）	1	8	9
保護観察所	1	4	5
本人	1	4	5
その他	3	4	7

(2) 受入れ実績から見える傾向

- ・区障害高齢課、委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所からの相談が全件数の半数を占めていることから、引き続き有機的に結びつくことが有用であると考えられる（しかし、通常の定期利用に係る相談等も一部含まれていることから、事業主旨を理解したうえでの連携となるよう、各区の障害者自立支援協議会（以下、「自立協」という。）への出席等を通じた更なる事業周知、理解促進が必要）。
- ・特に、重点的に関わる対象者等への支援が確保されるよう、共同する目的をより明確にしたうえで、各区の自立協が実施するケースレビュー、事例検討等の機会における情報共有、支援チームへのアプローチ等が引き続き重要。
- ・医療機関（クリニック含む）からの相談件数が指定特定相談支援事業所とほぼ同じであり、近年増加傾向にある（前年比 +5件）。なかでも、退院後の行き先が決まっておらず調整が難航している方（帰来先がない、元々の生活の場に戻れない等）、次の行き先を確保するための生活アセスメントを必要とするような方の一時的な受入れに係る相談が多くなっている。

(3) 本事業が実施する「緊急用居室等確保業務（常時1床確保）」による新型コロナウイルス感染症に係る対応とその整理

本業務では、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所等でのクラスター発生時や、主たる介護者が新型コロナウイルス感染症に罹患したことにより在宅での生活維持が困難となる等の、いわゆる「緊急やむを得ない場合」についての対応も含むものである（濃厚接触者、検査陽性者等は除く）。

実際、令和3年度に入ってから先述のような事態が発生し、相談、実利用に至ったケースも確認されている等、引き続き対応が求められるところである。このようなケースのなかには、親亡き後等を含む「少し先」を見据えたコーディネートが必要とする方*が潜在的に含まれていることも確認されていることから、「一時的な預かり」に留まることなく中長期的な視点での支援の確保に向けた取組みを継続していく必要がある。

* 令和3年度第1回地域生活支援拠点運営会議掲載事例から

(相談内容)

- ・高齢両親との3人暮らし。
- ・本人が新型コロナウイルスに感染し入院。その後、濃厚接触者である両親も感染が判明し入院。
- ・本人は陰性となり退院することになったが、両親は入院中であり退院後の預かりについての相談。

(支援経過)

- ・本人は陰性であることから受け入れることとした。
- ・受入れに当たっては、①両親が退院するまで②好機と捉え親亡き後までも見据えた預かりの双方を検討していくことを主たる支援機関と共有。

2 緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）への個別訪問実績および連携による効果等

本市では、「面的整備型」*を基本としてこれまで拠点の整備を進めてきているが、拠点で受け付けた相談（特に新規ケース）のうち、緊急事態発生日に拠点以外の施設での受け入れに至った実績がない。

これは、拠点が最終的な相談先となっていること、地域の緊急受入れ機関においては対象者に係る情報不足や運営体制の事情があること等の要因も除外できないものの、「具体的な支援を通じて連携する機会」の少なさや拠点が担う緊急受入れ（緊急かつ一時的）に係る認識に齟齬が生じていることが考えられる。

こういった状況を踏まえ、緊急受入れ機関（既存の短期入所事業所等）のネットワーク形成およびその強化に向けた取組みの1つとして、令和2年度以降、拠点コーディネーターによる短期入所事業所、共同生活援助事業所等への個別訪問を重点的に実施している。

※国から示された5つの機能（①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機械・場、④専門的人材の育成、⑤地域の体制づくり）について、地域における複数の機関が分担して担う体制

（1）個別訪問実績

表2. 事業所訪問件数（令和3年4月～令和4年3月）

	R3.4～R4.3 (n=35)	(参考) R2.10～R3.3 (n=10)	備考
短期入所事業所	11	2	共生型含む
共同生活援助事業所	20	7	日中サービス支援型含む
福祉ホーム	-	1	
ゲストハウス	1	-	
就労継続支援事業所	2	-	
バリアフリーアパート	1	-	

※その他、相談支援事業所のケースレビューへの参加要請を受けた実績（1件）あり。

（個別訪問する前提として）

- ・受入れ後の出口支援において、「一時的な受入れ」が目的であれば、元々生活していた場所へ早期に復帰できるケースも少なくない。
- ・しかしながら、緊急で受入れたケースのなかには、受入れ後に支援チームが形成される等、次の行き先が決まるまでに一定程度の期間を有する傾向がある。
- ・そうしたケースの多くは、それまで生活していた場所ではない行き先への支援が必要となり、共同生活援助事業所への入居に至るケースが多い。
- ・また、日中活動先の確保についても並行して進めていく必要がある。
- ・そのため、個別訪問先については先の連携を見据えた事業所等を対象として実施している。

(2) 連携による効果等

- ・「将来的には緊急受入れ案件にも対応したい」との想定をしている事業所もあり、連携していくうえでの足掛かりとなり得る。
- ・一方で、「緊急受入れだけに対応していると思っていた」との声も多く、事業の理解促進のための周知方法等にも工夫が必要。
- ・事業所それぞれの特性等を踏まえ、「お願いする時にはこういう形になるだろう」といった具体的なイメージを伝えることで、スムーズな連携に至ったケースもあった（受入れ依頼時の適切な情報伝達、受入れ後の見通しやフォロー体制の提示）。
- ・緊急で受け入れたケースは、様々な問題が重複し複雑化する等、支援チーム内での対応が膠着している状況も少なくない。そのため、拠点コーディネーターの役割として、改めて支援者間における役割を確認すること、それぞれの支援状況の共有および受入れ後の生活アセスメントを丁寧に実施しフィードバックしていること等について明確にしていく必要がある。

(3) 短期入所（単独型）事業所等情報交換会との連携

「仙台市障害者家族支援等推進事業（レスパイト）連絡協議会」を継承した「短期入所事業所等連絡協議会」が実施するもので、緊急受入れにも柔軟に対応していたレスパイト事業の特性を継承していることから、支援ノウハウの共有および事業所間連携の足掛かりを目的として、令和2年度から継続して参加している。

日 時：令和3年12月8日（水）10:30～12:00

参加者：14事業所（23名参加）

内 容：各事業所の実施状況の共有

地域生活支援拠点等の現状と課題等についての情報提供

各事業所の実施状況のなかには、今後の連携やネットワーク形成の足掛かりとなるような事例（地域の支援機関が協働し緊急受入れを調整）が報告される等、拠点コーディネーターに求められる動きの参考となるような実践を把握する機会となった。

こういった機会を有効に活用することにより、引き続き事業周知、理解促進を図っていくとともに、機能強化・充実の一助としていけるとよい。

3 事前把握数とその後の対応について

令和2年度から「事前登録^{*1}」という表現を用いないフローチャートへの見直しを実施。原則、インタビューシートを作成した時点を「事前把握」とし、「中長期的な予防的視点に立った継続支援のコーディネート」の実現に向けた取組みを実施している。

- *1 拠点検討部会で整理した考え方で「緊急受入れの際、受入れ施設（支援者）が対象者の情報を事前に得られるよう、困難ケースや緊急リスクが高い対象者の情報を把握すること及びこれを

契機として予防的な関わりを進展させることを目的としたもの（モデル事業では「支援計画の一部（利用者情報、週間計画表）の作成を持って事前登録」とした）。

表3. 事前把握数

		R3.4～R4.3 合計 (n=40)	(参考) R2.5～R3.3 合計 (n=28)
支援継続	予防的視点でのコーディネートにおける協働支援（ケア会議への参加中心）	20	15
	予防的視点でのコーディネートにおける協働支援（訪問中心）	8	5
	緊急対応後の協働支援	2	1
	その他	7	1
相談時対応	助言・情報提供	1	3
	他機関紹介	1	1
	その他	1	2

- ・対象月数が異なるため、令和2年度と令和3年度を単純に比較することは出来ないものの、協働支援の実績は概ね増加傾向にある。
- ・これは、モデル事業実施期間も含め、各区自立協での事業周知、事業所個別訪問等による支援機関との関わりを通じて、緊急受入れ前後を含む予防的な関わりの実践が浸透し始めているものと推察される。
- ・一方、ケア会議の場面等では、支援チームの相談支援従事者とは異なる視点（例えば、生活場面のアセスメントを通じて得られたリスクマネジメントの視点を付加する等）での役割を示していけるかが重要。

4 実践報告会の開催

「緊急受入れに係る連携体制や支援の実態を共有し学び合う機会」として、令和3年度については下記のとおり実施。

日 時：令和4年3月29日（火）14:00～15:30 ※ZOOMによるオンライン研修方式

参加者：30団体（34名参加）

※委託相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、区障害高齢課、専門相談機関、基幹相談支援センター（以下、「基幹」という。）

内 容：実践報告（地域生活支援拠点の活動報告と実践事例）

質疑応答

(参加者からの意見等)

- ・改めて、予防的な視点で関係機関が連携していくことが大切だと感じた。
- ・相談支援事業所として、拠点の役割を理解したうえで、細やかに連携を図っていきたい。
- ・緊急ショートに対応だけでなく、手前の予防的支援への対応を丁寧に行っていることが分かった。
- ・コーディネートや連携に係る難しい部分等について聞きたい（特に定期利用をメインとしている短期入所事業所の反応等）。

5 基幹相談支援センターおよび発達障害者地域支援マネージャーとの共同支援

予防的視点等におけるコーディネート機能の強化を目的に、個別支援やチームケアにおける支援ノウハウを学ぶ機会として以下の取組みを実施。

(1) 「障害者相談支援事業所および障害者基幹相談支援センターによる合同ケースレビュー／事例検討会」への出席

- ・令和3年度は、全5回（5/26、7/14、9/8、11/10、3/9）に相談支援機関として出席。
- ・発達障害者地域支援マネージャーとの共同支援。

(2) 月次報告を活用した基幹相談支援センターとの連携

基幹（同じく相談支援の拠点機能を持つ）との効果的な連携のあり方を整理することを目的として、令和4年3月から実施。ケースの共有方法等について検討しながら引き続き実施していく。

※令和4年3月時点において、基幹との共同支援ケースは8件（うち、1件は終結）